

別表第四 粉じんを発生する施設の構造基準等(第二十四条関係)

粉じんを発生する施設の種類	粉じんを発生する施設の構造基準並びに使用及び管理の基準
<p>一 コークス炉(原料処理能力が一日当たり五十トン以上のものに限る。)</p>	<p>(一) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん装置を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>(二) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等により、ガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>(三) 消火作業は、消火塔にハードル・フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
<p>二 鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆たい積場(面積が千平方メートル以上であるものに限る。)</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆たい積する場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(一) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(二) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(三) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(四) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(五) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>三 ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するもので、ベルトの幅が七十五センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が〇・〇三立方メートル以上のものに限り、密閉式のものを除く。)</p>	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(一) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(二) コンベアの積込部及び積降部にフード及び遠心力集じん装置が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に(三)又は(四)の措置が講じられていること。</p> <p>(三) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(四) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(五) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>四 破碎機、摩砕機及びふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するもので、原動機の定格出力が七十五キロワット以上(ふるいにあつ</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(一) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p>

<p>ては十五キロワット以上)であるものに限り、湿式のもの及び密閉式のを除く。)</p>	<p>(二) フード及び遠心力集じん装置が設置されていること。  (三) 散水設備によって散水が行われていること。  (四) 防じんカバーで覆われていること。  (五) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
<p>五 バッチャープラント(レディミクストコンクリートの製造の用に供するものに限る。)及びセメントサイロ</p>	<p>(一) バッチャープラントは、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。  (二) セメントサイロは、密閉構造であること。  (三) セメントの投入部には、フード及び遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)が設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する設備が設置されていること。ただし、指定作業場のバッチャープラントにあってはフードが設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する設備が設置されていること。  (四) セメントの積出し部は、粉じんが飛散しにくい構造であること。  (五) セメントの積出し作業をする場合は、散水設備によって散水が行われていること。  (六) レディミクストコンクリートの漏出がないこと。  (七) トラックミキサー車から漏出するレディミクストコンクリート、散水された水及びトラックミキサー車の洗車に使用された水は、沈澱槽又は集水槽に集められること。</p>
<p>六 製綿機(古綿の再生の用に供するものを含む。)</p>	<p>(一) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。  (二) 防じんカバーで覆われていること。  (三) フード及び遠心力集じん装置(製綿機が二台以下の工場にあってはフードに限る。)が設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。</p>

備考 指定作業場については、二の項、三の項及び五の項に限り適用する。